日本において行うことができる活動内容等

外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動。 該当例としては、弁護士、公認会計士など

提出資料

1	在留資格認定証明書交付申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通					
	*地方入国管理官署に	おいて、用紙を用意してい	います。また、法務省のホー	ムページから取得することもできます。		
2	2 写真 (縦 4cm×横 3cm)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 葉					
* 申請前6ヶ月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。						
	* 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付してください。					
3	返信用封筒(定形封筒に宛先を明記の上、380 円分の切手(簡易書留用)を貼付したもの・・・・・・・1通					
4	申請人が次のいずれか	の日本の資格を有すること	を証明する文書(免許書、証明書等の写し)・・・・・・1通			
	①弁護士	②司法書士	③土地家屋調査士	④外国法事務弁護士		
	⑤公認会計士	⑥外国公認会計士	⑦税理士	⑧社会保険労務士		
	9弁理士	⑩海事代理士	⑪行政書士			

* 申請人とは、日本への入国・在留を希望している外国人の方のことです。

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

** 身分を証する文書(会社の身分証明書等)・・・・・・・提示

上記については、代理人、申請取次者又は法定代理人が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。

このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

留意事項

- 1 在留資格認定証明書に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ((http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html) の「各種手続案内」をご覧下さい。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文(日本語)を添付して下さい。
- 3 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。